決済用普通預金

山梨中央銀行では、預金保険制度による「全額保護」の対象となる《決済用預金》を取り扱っております。

《決済用預金》とは、預金保険制度により全額保護される預金です。

次の３つの条件を満たす預金です。

1. 無利息であること
2. 要求払いであること
3. 決済サービスを利用できること

《決済用普通預金》の商品概要

商品名	決済用普通預金
種類	①普通預金 ②総合口座普通預金 ※総合口座の定期預金は、「全額保護」の対象外となります。
ご利用いただける方	個人および法人のお客さま （ただし、総合口座普通預金のご利用につきましては未成年の方を除きます。）
お利息	お利息はつきません。
お申込み方法	①新規口座開設 ②普通預金口座からの切替え（切替え手続きが必要です） ・現在ご利用の普通預金通帳およびキャッシュカードを継続してご利用いただけます。 ・口座番号は変更いたしません。 給与・年金受取や公共料金等の自動支払い等の変更手続きは不要です。振込の受取口座にご指定いただいている場合も振込依頼人さまへの変更通知等は不要です。 ・総合口座をご利用いただいている場合、定期預金や貸越にかかるお利息の取扱いに変更はございません。 ・切替時までの普通預金利息は、切替え後最初に到来する利息組入れ日にご入金いたします。
手数料	本商品に関する手数料はいただきません。
その他	預金保険制度の全額保護対象です。

山梨中央銀行では、今後もお客さまのご要望にお応えし、ご満足いただける魅力ある商品の開発、提供に努めてまいります。

決済用普通預金およびペイオフに関しましては、お近くの山梨中央銀行 本・支店まで、お気軽にご相談ください。

21906・(PC)・2019.2